

# 青森県報

第三千百一十一号

平成二十一年  
七月十七日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県水族館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(観光企画課)……………一

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課)……………一  
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同)……………二  
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………二

### 公 告

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課)……………二  
宅地建物取引業者の事務所所在地の不明……………(建築住宅課)……………三  
右 同……………(同)……………四  
建設業者の許可の取消し……………(県上北地域局)……………四

右 同……………(同)……………四  
右 同……………(同)……………五  
右 同……………(同)……………五  
右 同……………(同)……………五  
右 同……………(同)……………五  
右 同……………(同)……………四  
右 同……………(同)……………四  
公安委員会……………(同)……………六

指紋自動識別システム機器賃貸借契約に係る一般競争入札(会計課)……………六

## 規 則

青森県水族館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第五十二号

青森県水族館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県水族館条例の一部を改正する条例(平成二十一年三月青森県条例第三十五号)の施行期日は、平成二十一年七月二十一日とする。

## 告 示

### 青森県告示第四百九十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人すみれ会	名称又は 氏名又は 名称又は 住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業者	住所	指定年月日
黒石市馬場尻南五八の一	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	事業	黒石市一番町三〇	平成二一・六・三
訪問介護	住所	居宅サービスの種類	事業	黒石市一番町三〇	平成二一・六・三
すみれシステム	住所	居宅サービスの種類	事業	黒石市一番町三〇	平成二一・六・三

株式会社介護ソニック	つがる市柏広須藤枝三二の一	訪問介護	株式会社介護ソニック	つがる市森田町上相野明石六六の二	"
------------	---------------	------	------------	------------------	---

青森県告示第四百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	所在地	指 定 月 日
株式会社三輪商事	弘前市大字代官町一〇二一	弘前市大字代官町一〇二一	居宅介護支援事業所	や業所くんぶうし	弘前市大字代官町一〇二一	平成二一・六・二六

青森県告示第四百九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指 定 月 日
社会福祉法人すみれ会	黒石市馬場尻南五八の一	黒石市馬場尻南五八の一	訪問介護	すみれステーションハウス	黒石市一番町三〇	黒石市一番町三〇	平成二一・六・二六

株式会社介護ソニック	つがる市柏広須藤枝三二の一	訪問介護	株式会社介護ソニック	つがる市森田町上相野明石六六の二	"
------------	---------------	------	------------	------------------	---

### 公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
青森市大字浅虫字山下三三の一三	宅地	二六三・五四
青森市中央三丁目一三の一〇	宅地	二〇七・二一
青森市大字浅虫字山下四四の一	宅地	五〇五・五五
青森市富田一丁目八〇の二七、八〇の二八	宅地	三八四・三七
青森市大字三内字沢部四二六の一五	宅地	三五五・八〇
青森市矢作三丁目八一の一	宅地	一〇八三・〇六
弘前市大字中野一丁目三の一	宅地	一五九・七五

弘前市大字中野四丁目八の一	宅地	三一八・〇二
弘前市大字栄町三丁目一〇の一、一〇の一	宅地	五六〇・四一
五所川原市大字飯詰字福泉一六〇の一	宅地	二〇九・〇三
五所川原市若葉一丁目三四の七	宅地	六三八・八六
五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の一	宅地	九九三・二四
五所川原市金木町芦野二〇〇の一・二七五	宅地	三五九・九九
五所川原市松島町二丁目八八の一	宅地	一四五四・〇七

二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所  
 一に掲げる土地の所在地  
 四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課  
 青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一  
 青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十一年八月十二日 午前九時から  
 平成二十一年八月二十日 午後五時（必着）まで

土曜日、日曜日及び祝日の受付は行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一  
 青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

平成二十一年八月三十一日 午前十時から  
 開札は物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社沖澤工務所

二 代表者の氏名 沖澤 宏一

三 免許証番号 青森県知事（三）第二七八六号

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。  
なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社柿本不動産
- 二 代表者の氏名 柿本 和夫
- 三 免許証番号 青森県知事（一）第三二六七号

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社共和産業
- 二 代表者の氏名 小向 高明
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町東下谷地四八の二一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第四四一六号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、ほ装、しゆんせつ、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大剛建設
- 二 氏名 植竹 大剛
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字野辺地八四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五 三三二号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

平成二十一年三月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 奥村建設株式会社
- 二 代表者の氏名 奥村 敏幸
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字白上四三三三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第四九五七号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月二十八日

- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大羽建設株式会社
- 二 代表者の氏名 田中 良孝
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一六三九三号
- 五 取消年月日 平成二十一年六月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 下道建設株式会社
- 二 代表者の氏名 野村 みわ
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町洗平三九の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五九九六号
- 五 取消年月日 平成二十一年六月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社久保田建設
- 二 代表者の氏名 久保田 誠
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西二番町一の三三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一二二三三三三号
- 五 取消年月日 平成二十一年六月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年五月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 十和田石材建設株式会社
- 二 代表者の氏名 中野渡 幸子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字本金崎一六九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一四三三号
- 五 取消年月日 平成二十一年六月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十一年五月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大和工事有限会社
- 二 代表者の氏名 栗原 美智子
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市幸町二丁目一 の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一六九五号
- 五 取消年月日 平成二十一年六月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十一年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

指紋自動識別システム機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

青森県警察本部長 石 川 威 一 郎

- 一 一般競争入札に付する事項 次に掲げる物件の賃貸借期間における設定導入費及び設置・調整費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。
- 二 指紋自動識別システム機器 一式
- 二 賃貸借期間 平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある)
- 三 設置場所 入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。
  - 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
  - 4 入札説明書により提出を義務付ける証明書類を青森県警察本部に提出し、その内容が適正なもの。
- 五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十一年八月二十七日 午後四時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部一階会議室

平成二十一年八月二十八日 午前十時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の

五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部

又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約

を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行

しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札及び入札に関する条

件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十一年度の契約金額とする。ただし、平成二十二年度から平成二十五年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額とし、平成二十六年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Automated fingerprint identification system device 1set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

4:00 p.m. August 27, 2009

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shimamachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭